金沢市立中学校情報教育機器（２７－中２）賃貸借業務契約書

金沢市（以下「発注者」という。）と　　　　　　　　　　　　（以下「受注者 A」という。）とは、「金沢市立中学校情報教育機器（２７－中２）賃貸借業務」の履行に当たり、日本教育情報機器株式会社（以下「受注者 B」という。）所有のパーソナルコンピュータ及び関連機器（以下「機器」という。）の賃貸借及びソフトウエアの提供に関し、受注者 A が責任をもって受注者 B をして賃貸並びに提供させることについて、次のとおり契約を締結する。

（信義誠実の義務）
第１条　発注者、受注者 A 及び受注者 B は信義を重んじ、誠実に契約を履行する。

（契約の目的）
第２条　この契約は、発注者が受注者 B の所有する機器を使用し、ソフトウエアの提供を受けること、及び受注者 A が発注者の業務に支障がないように機器及びソフトウエアを保守管理することを目的とする。
２　本契約書に基づく受注者 A の債務については、受注者 B は受注者 A と連帯して履行する。

（対象機器）
第３条　この契約で対象となる機器及び設置場所は別紙のとおりとする。

（対象ソフトウエア）
第４条　この契約で対象となるソフトウエアは、発注者が、著作権等適法な権原を有する者との間でソフトウエアの使用許諾契約を締結することを前提に、受注者 B から提供されるものをいい、記録媒体、パッケージ及び取扱説明書等を含み、明細は別紙のとおりとする。

（賃貸借及び提供期間）
第５条　賃貸借及び提供期間は、平成 28 年１月１日から平成 32 年 12 月 31 日までとする。

（賃貸料及び提供料）
第６条　機器の賃貸料及びソフトウエアの提供料（以下「賃貸料等・月額料金」という。）は、次のとおりとする。
賃貸料等・月額料金　　　　　　　円（消費税及び地方消費税　　　　　　円を含む。）
２　前項の消費税及び地方消費税の額は、契約額に 108 分の８を乗じて得た額である。
３　月額料金の計算期間は、月の初日から末日までの１か月とし、１か月未満の端数が生じた場合は、当該月の暦日数を分母とする日割り計算により算出する。この場合、１円未満の端数は切り捨てる。

（月額料金の支払）
第７条　受注者 B は、毎月分の賃貸料等　月額料金を当該月末又は翌月始めに、発注者の指定する請求書により請求する。
２　発注者は、受注者 B から前項の請求書の提出を受けたときは、これを審査し、適当と認めたときはこれを受理する。
３　発注者は、請求書を受理したときは、その日から起算して 30 日以内に請求された月額料金を受注者 B に支払う。

（保守管理の実施）
第８条　受注者 A は、別に受注者 A 受注者 B 間で定める契約により、受注者 A の負担で、機器が常に正常な状態で稼働するように保守管理する。

２　機器に支障が生じた場合は、受注者Ａは、受注者Ａの負担により、直ちにその原因を究明し、速やかに正常な状態に復帰させるとともに、必要に応じ技術者を派遣し修理、調整又は代替機の手配等を行う。
３　特別な保守管理が必要となった場合は、その費用の負担についてその都度発注者・受注者Ａ間で協議する。
４　前３項の業務の実施に当たり必要となった電力は、発注者の負担とする。

（技術指導）
第９条　受注者Ａは、受注者Ａの負担により、機器及びソフトウエアに関する技術指導を、発注者の要請でおこなう。

（使用管理等）
第10条　発注者は、機器及びソフトウエアを善良なる管理者の注意義務をもって、使用管理しなければならない。
２　発注者は、機器及びソフトウエアが受注者Ｂの所有であることを示す表示等を、故意に毀損したり、機器の原状を変更するような行為をしてはならない。ただし、次条第１項の承諾を得た場合はこの限りでない。
３　発注者は、機器及びこの契約に基づく賃借権を第三者の権利の目的物とし、また、この契約に定めるソフトウエア及びその複製物を第三者に提供してはならない。

（機器の改造、移転等）
第11条　発注者は、次の事項については、あらかじめ受注者Ｂの文書による承諾を必要とする。
(1)　機器に他の機械器具を取り付ける場合
(2)　機器を改造する場合
(3)　機器の設置場所を変更する場合
２　前項の場合に要する費用の負担は発注者の負担とする。

（ソフトウエアの複製等）
第12条　発注者は、第４条のソフトウエア使用許諾契約において認められている場合以外は、ソフトウエアの複製・改変を一切できない。

（通知義務）
第13条　次の場合、発注者は、遅滞なく受注者Ａ及び受注者Ｂに通知しなければならない。
(1)　機器及びソフトウエアにつき､受注者Ａ及び受注者Ｂの権利を侵害するような事態が発生したとき、又はその恐れがあるとき。
(2)　機器及びソフトウエアにつき、盗難、滅失、毀損等の事故が発生したとき。

（秘密の保持及び立入権）
第14条　受注者Ａ及び受注者Ｂは、業務の執行で知り得た発注者の秘密を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。
２　受注者Ａ及び受注者Ｂは、受注者Ａ及び受注者Ｂの従業員に身分証明書を携行させた上、機器及びソフトウエアの納入、保守管理等のため、機器の設置場所に立ち入らせることができる。この場合、発注者の業務に支障を来さないよう、日時等をあらかじめ発注者と協議しなければならない。

（受注者Ａ及び受注者Ｂの責任制限）
第15条　受注者Ａ及び受注者Ｂは、本契約の対象ソフトウエア及び発注者の要望により受注者Ａがインストール又は調整したソフトウエア以外のソフトウエアに起因する機器の動作停止、故障、事故等によって発注者に生じた損害については、一切の責任を負わない。

（保　険）
第 16 条　受注者Ｂは、機器に自己の負担で動産総合保険を付保する。

（損害賠償）
第 17 条　受注者Ｂは、発注者の故意又は著しく注意義務を欠く重大な過失により機器又はソフトウエアに損害を与えたときは、その賠償を発注者に請求できるものとする。ただし、これに該当するかについては、発生状況等に照らして、発注者、受注者Ａ及び受注者Ｂで協議の上、判断することとする。
２　前項の場合において、動産総合保険で填補された損害に対しては、同項の規定にかかわらず、受注者Ｂは発注者に対して損害賠償請求しないものとする。

（権利及び義務の譲渡）
第 18 条　受注者Ａ及び受注者Ｂは、この契約により生ずる権利及び義務を第三者に譲渡及び継承してはならない。ただし、事前に発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

（契約の解約）
第 19 条　発注者は、この契約に定める機器及びソフトウエアの全部又は一部を解約しようとする場合は、受注者Ａ及び受注者Ｂに対して解約しようとする日の 60 日前までに文書をもって通知する。
２　前項によりこの契約が解約された場合、受注者Ｂは、機器を速やかに引き取る。
３　発注者は、機器の引取りが完了するまで、善良なる管理者の注意をもって機器を管理する。
４　第２項にかかる経費は、受注者Ｂの負担とする。
５　発注者は、解約されたソフトウエア（記録媒体、パッケージ及び添付された取扱説明書並びに第４条の使用許諾契約に認められている範囲で複製・改変したものを含む。）について、解約後直ちに滅却するものとし、解約日から１か月以内にその滅却を証明する「ソフトウエア滅却証明書」を受注者Ｂに提出する。
６　第１項によりこの契約の全部又は一部を解約する場合は、解約する部分に相当する金額を減額して変更契約を締結する。
７　第１項によりこの契約が解約された場合、受注者Ａ及び受注者Ｂは、発注者に対して違約金を請求しないものとする。

（契約の解除）
第 20 条　発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
(1)　受注者Ａ又は受注者Ｂの責めに帰すべき事由により履行期限内又は履行期限後相当の期間内に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
(2)　受注者Ａ又は受注者Ｂが契約書の条項に違反したとき。
(3)　受注者Ａ又は受注者Ｂが発注者の承諾なしに、この契約によって生じた権利又は義務を第三者に委託し、又は請け負わせ、若しくは譲渡したとき。
(4)　受注者Ａ又は受注者Ｂが金沢市契約規則第 43 条第１項第４号から第７号までに規定する談合
その他不正行為のいずれかに該当したとき。
(5)　受注者Ａ又は受注者Ｂが正当な事由がなく着手すべき時期を過ぎても着手しないとき。
(6)　賃貸借業務の執行が著しく困難になったことその他やむを得ないと認められる事由によって、受注者Ａ又は受注者Ｂがこの契約の解除を申し入れたとき。
(7)　受注者Ａ又は受注者Ｂが次のいずれかに該当するとき。
ア　役員等（受注者Ａ又は受注者Ｂが個人である場合にはその者を、受注者Ａ又は受注者Ｂが法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）　が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）　第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）　であると認められるとき。

イ　暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ　受注者Ａ又は受注者Ｂが、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者Ａ又は受注者Ｂに対して当該契約の解除を求め、受注者Ａ又は受注者Ｂがこれに従わなかったとき。

２　前項の規定によりこの契約が解除された場合において、発注者は、委託料の10分の１に相当する額を違約金として徴収することができる。

３　前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

４　受注者Ａ又は受注者Ｂは、第１項の規定によりこの契約を解除されたときは、発注者に対してその損害の賠償を求めることはできない。

（談合等不正行為の場合の損害賠償）

第21条　発注者は、受注者Ａ又は受注者Ｂが金沢市契約規則第43条第１項第４号から第７号までのいずれかに該当したときは、契約の解除の有無にかかわらず、契約金額の100分の20に相当する損害賠償金を徴収する。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りでない。

(1)　受注者Ａ又は受注者Ｂが金沢市契約規則第43条第１項第４号から第６号までのいずれかに該当する場合で、この契約に関し、公正取引委員会が受注者Ａ又は受注者Ｂに違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号、以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第６項に規定する不当廉売であるときその他発注者が特に認めるとき。

(2) 受注者Ａ又は受注者Ｂ（受注者Ａ及び受注者Ｂが法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が金沢市契約規則第43条第１項第７号の規定に該当する場合で、当該受注者Ａに対する刑の確定が刑法第198条の規定によるものであるとき。

２　発注者は、受注者Ａ又は受注者Ｂが金沢市契約規則（平成15年規則第１号）第43条第１項第７号に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除の有無にかかわらず、損害賠償金として、前項に規定する額のほかに、契約金額の100分の５に相当する額を徴収する。

(1) 金沢市契約規則第43条第１項第４号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第７条の２第７項の規定の適用があるとき。

(2) 金沢市契約規則第43条第１項第７号に規定する刑に係る確定判決において、受注者Ａ又は受注者Ｂが違法行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を、発注者に提出しているとき。

３　前２項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。

（個人情報の保護）

第22条　受注者Ａ及び受注者Ｂは、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに係る特記事項」を遵守しなければならない。

（翌年度以降の契約）

第23条　この契約締結日の属する年度の翌年度以降、この契約に係る発注者の予算額が前年度に比較して減額され、又は予算がない場合は、発注者はこの契約を変更し、又は解除

できる。また、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項に規定する指定管理者に行わせることとした場合も同様とする。

（規則の適用）

第24条　この契約に定めるもののほか、金沢市契約規則及び金沢市財務規則（昭和39年規則第３号）の定めるところによる。

（疑義の決定）

第25条　この契約に疑義を生じたときは、発注者、受注者A及び受注者B協議の上定めるものとし、協議が成立しないときは、発注者の定めるところとする。

上記の契約の締結を証するため、この契約書を３通作成し、発注者、受注者A及び受注者Bの三者記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成　　年　　月　　日

発注者　　　　金沢市広坂１丁目１番１号

金沢市長　山野　之義

受注者A

受注者B　　　東京都千代田区有楽町１丁目７番１号

日本教育情報機器株式会社

代表取締役　佐々木　賢二

（別　　紙）

1　賃貸借対象機器（第３条及び第４条関係）

（１）　設置場所

金沢市立額中学校　　　　金沢市額乙丸町イ７番地
金沢市立港中学校　　　　金沢市近岡町 217 番地
金沢市立北鳴中学校　　　金沢市小坂町北 95 番地

（２）　対象機器及びソフトウェア

別紙機器明細表のとおり

2　保守管理(第８条関係)

保守の内容

① 年１回（おおむね８月）サーバ機の定期総合点検（機能チェック、動作チェック及び接続チェック）を実施し、その結果報告書を提出すること。
② 機器に支障が生じた場合は、直ちに学校に出向きその原因を究明し、速やかに正常な状態に復帰させること。その際、必要に応じ技術者を派遣し、修理、調整又は代替機の手配を行うこと。
なお、使用者の過失に起因する機器の支障（授業中に児童生徒が不注意で機器にぶつかって機器を落下破損させた場合等）であっても、以下に掲げる「保守管理除外業務」を除いては、保守の対象とすること。
③ ②に係る費用は、受注者 A 又は受注者 B の負担で対応すること。

保守管理除外業務

次の業務は保守管理除外業務とし、発注者の負担により別途対応するものとする。

① 使用者の故意に起因する故障の修理又は調整
② 使用者が著しく注意義務を欠いた重大な過失に起因する故障（明らかにバランスの悪い場所に機器を放置して落下破損させた場合等）の修理又は調整
（ただし、①②に該当するかについては、発生状況等に照らして、発注者、受注者 A 及び受注者 B で協議の上、判断することとする。）
③ 機器等の改造及び改造に起因する故障の修理
④ 日常の清掃、点検及び運転
⑤ 消耗品の補給
⑥ 本契約の対象機器以外の機器に起因する故障の修理

（別　　記）

個人情報の取扱いに係る特記事項

（趣旨）

第１　受注者Ａ及び受注者Ｂは、個人情報（金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成３年条例第２号）第２条第２号に規定する個人情報をいう。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第２　受注者Ａ及び受注者Ｂは、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

２　受注者Ａ及び受注者Ｂは、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

（収集の制限）

第３　受注者Ａ及び受注者Ｂは、この契約による業務を行うため個人情報を収集するときは、その業務の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（適正管理）

第４　受注者Ａ及び受注者Ｂは、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（利用及び提供の制限）

第５　受注者Ａ及び受注者Ｂは、あらかじめ発注者の書面による指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写、複製の禁止）

第６　受注者Ａ及び受注者Ｂは、あらかじめ発注者の書面による承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

第７　受注者Ａ及び受注者Ｂは、あらかじめ発注者の書面による承認があるときを除き、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いを第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

２　受注者Ａ及び受注者Ｂは、発注者の承認により、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いを第三者に委託し、又は請け負わせる場合には、発注者が受注者Ａ及び受注者Ｂに求めた個人情報の保護に関し必要な措置と同様の措置を当該第三者に書面により求めるものとする。

（資料等の返還等）

第８　受注者Ａ及び受注者Ｂは、この契約による業務を処理するため発注者から提供を受け、又は自ら収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了（業務中止及び業務廃止を含む。）後直ちに発注者に返却し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が書面により別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（事故報告）
第９　受注者Ａ及び受注者Ｂは、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。
（実地調査）
第 10　発注者は、受注者Ａ及び受注者Ｂがこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の管理状況について、随時、実地に調査できるものとする。

（指示）
第 11　発注者は、受注者Ａ及び受注者Ｂがこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、受注者Ａ及び受注者Ｂに対して必要な指示を行うことができる。